

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正に伴う関係規程等の整備
に関する規程

(国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正)

第1条 国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程(平成16年4月7日16
経教規程第71号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

イ	イノベーション推進機構
---	-------------

」

を削り、

「

未	未来価値創造研究教育特区
---	--------------

」

を加える。

(国立大学法人東京農工大学印章規程の一部改正)

第2条 国立大学法人東京農工大学印章規程(平成16年4月1日16教規程第72号)の一
部を次のように改正する。

別表第1中

「

東京農工大学イノベーション推進機構の印	学務部学務課長
---------------------	---------

」

を削り、

「

東京農工大学未来価値創造研究教育特区の印	学務部学務課長
----------------------	---------

」

を加える。

別表第2中

「

東京農工大学イノベーション推進機構長の印	学務部学務課長
----------------------	---------

」

を削り、

「

東京農工大学未来価値創造研究教育特区長の印	学務部学務課長
-----------------------	---------

」

を加える。

(国立大学法人東京農工大学文書処理要項の一部改正)

第3条 国立大学法人東京農工大学文書処理要項(平成17年12月28日制定)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

農工大 学	学務部学務課、グローバル教育院及びイノベーション推進機構の所掌に関する文書
----------	---------------------------------------

」

を削り、

「

農工大 学	学務部学務課、グローバル教育院及び未来価値創造研究教育特区の所掌に関する文書
----------	--

」

を加える。

(国立大学法人東京農工大学文書決裁要項の一部改正)

第4条 国立大学法人東京農工大学文書決裁要項(平成18年3月28日制定)の一部を次のように改正する。

別表3中

「

イノベーション推進機構長	学務部学務課長
--------------	---------

」

を削り、

「

未来価値創造研究教育特区長	学務部学務課長
---------------	---------

」

を加える。

附 則 (令和3年7月1日規程第34号)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。ただし、未来価値創造研究教育特区に係る改正規定は、令和3年4月1日から適用する。